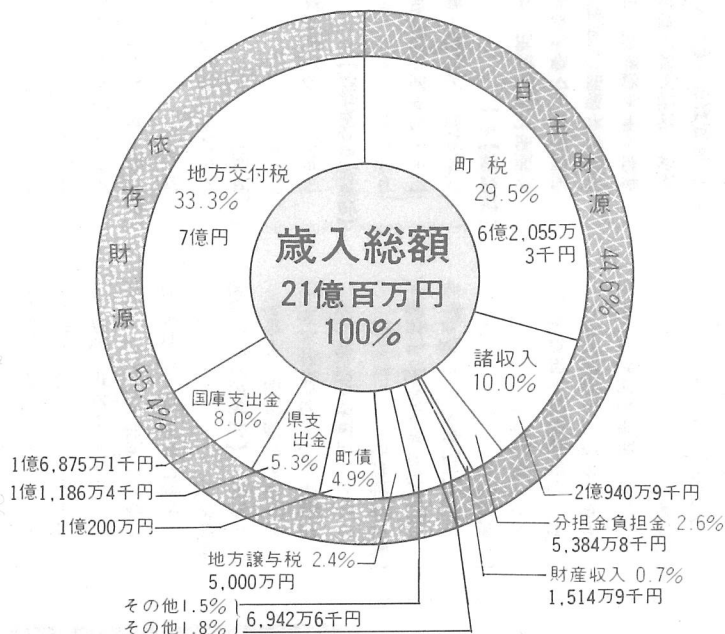


伸び率八・九%の緊縮予算 一般会計のうちわけ

昭和五十七年度一般会計予算は、三月定例町議会で承認され、歳出を極力抑えた「超緊縮型予算」となりながらも、明るく住みよい町づくりを目ざして、四月から着実に執行されています。
前月号では、町の基本方針と重点事業について、その概要を説明しました。
今回は、みなさんに、予算の内訳について説明します。



みなさんが納める税金

町税負担額
一世帯あたり 165,392円
ひとりあたり 43,410円

みなさんのために使うお金

町支出額
一世帯あたり 559,968円
ひとりあたり 146,975円

二十一億百万円は
このように使われます

()内は構成比

農林水産業費 1億6,627万6千円 (7.9%)	民生費 3億668万6千円 (14.6%)	教育費 4億7,229万5千円 (22.5%)
土木費 1億8,661万6千円 (8.9%)	総務費 4億3,237万7千円 (20.6%)	消防費 9,813万2千円 (4.7%)
公債費 1億4,444万9千円 (6.9%)	衛生費 1億3,115万5千円 (6.2%)	議会費 5,966万8千円 (2.8%)
商工費 4,232万6千円 (2.0%)	その他 6,102万円 (2.9%)	<p>◎町税負担額=町支出額については、57年4月1日現在の人口、世帯数で算出し、端数整理してあります。</p> <p>◎広報4月号2ページの、新年度予算20億100万円は、21億100万円の誤りです。訂正してお詫びします。</p>